

津宮まちづくり協議会規約

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、津宮まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、市民協働によるまちづくりを通じて、津宮地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善、文化・福祉の向上等に努め、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（活動の範囲）

第3条 協議会の活動範囲は、津宮地区とする。ただし、他の協議会と協力、連携して活動する場合は、この限りではない。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行うことができる。

- （1）地区住民の健康と福祉の増進、教育・文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- （2）地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- （3）生活環境の保持と改善向上に関すること。
- （4）防災、防火、防犯に関すること。
- （5）青少年健全育成に関すること。
- （6）交通安全に関すること。
- （7）郷土文化の振興に関すること。
- （8）地域産業の振興に関すること。

(9) 前各号に係る活動の担い手の育成及び支援に関すること。

(10) その他目的達成のために必要な活動に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 組織

(会員及び委員)

第6条 協議会の会員は、津宮地区に居住する住民及び別表に掲げる各種活動団体等をもって構成する。

2 協議会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号、第3号及び第4号については総会で承認された者とする。

- (1) 別表に掲げる各種活動団体等ごとに選出された者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 会長または委員が推薦する者
- (4) 公募住民

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会計 若干名
- (6) 部会長 部会に応じた人数
- (7) 監査 2名
- (8) 理事 必要な人数

2 役員は、委員の中から総会において選出する。

3 役員は、部会長、副部会長を兼務することができる。

4 会計は、事務局長を兼務することができる。

（相談役）

第8条 会長は、理事会の承認を得て、相談役を置くことができる。

2 相談役は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う。

（役員の任務）

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

（1）会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会及び理事会を招集して議長となる。

（2）副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

（3）事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を担当する。

（4）事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故があるときはその職務を代理する。

（5）会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理を担当する。

（6）監査は、協議会の会計監査を担当する。

（7）理事は、協議会の運営及び活動を円滑に行うよう努める。

（8）会長を除く役員に事故あるとき、又は欠けたときの緊急やむを得ない場合は、会長が指名する他の役員がその職務を代行する。

（委員及び役員の任期）

第10条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会の設置）

第11条 協議会に、必要に応じて課題別の部会を設置することができる。

2 部会員は、委員及び会員の中から会長が委嘱する。

3 部会に次の役員を置く。

（1）部会長 1名

（2）副部会長 若干名

- 4 部会長は、会長が指名し、理事に推薦する。
- 5 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。なお、部会長は、必要に応じ会計その他役員を置くことができる。

（部会員の任期）

- 第 12 条 部会員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

（会議）

- 第 13 条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会及び部会とする。
- 2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（定足数等）

- 第 14 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。この場合において、次項により権限の行使を他の委員に委任した者は出席したものとみなす。
- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

（総会）

- 第 15 条 総会は、協議会の最高議決機関であって、委員をもって組織する。
- 2 総会は、会長が招集し、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長及び理事会において必要と認めたとき臨時総会を開催する。
 - 3 総会は、次の事項を決定する。
 - （1）地域まちづくり計画に関すること。
 - （2）事業計画及び事業報告に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 委員の承認及び役員の選任に関すること。
 - (5) 本規約の制定及び改廃に関すること。
 - (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- 4 緊急を要する場合は、総会の決定事項について、理事会で決定することができる。ただし、この場合はこれを総会に報告し、承認を得るものとする。

(役員会)

第 16 条 役員会は、協議会規約第 7 条第 1 号から第 6 号の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、次の事項を決定する。
- (1) 協議会の運営に関すること。
 - (2) 総会及び理事会において諮るべき事項の審議に関わること。
 - (3) 各部会間の事業調整に関すること。

(理事会)

第 16 条の 2 理事会は、役員によって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を決定する。
- (1) 協議会の運営に関すること。
 - (2) 総会において諮るべき事項の審議に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認める会務の執行に関すること。
- 3 理事会の諮問機関として審議会を設置することができる。審議会委員は、会長が指名する。

(部会)

第 17 条 部会は、必要に応じて部会長が招集して議長となる。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 その他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

第4章 財務

（会計）

第 18 条 協議会の経費は、賛助金、負担金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第 19 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計等帳簿の整備）

第 20 条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

（監査と報告）

第 21 条 監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

（委任）

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年5月20日から施行する。
- 2 第10条の規定にかかわらず、協議会設立時の委員及び役員の任期は、協議会設立日から平成26年3月31日までとする。
- 3 第19条の規定にかかわらず、平成24年度に限り、会計年度は施行の日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年6月14日から施行する。

別表（第6条 協議会の構成）

1. 津宮1区 2. 津宮2区 3. 津宮3区 4. 津宮4区 5. 津宮5区 6. 津宮6区 7. 津宮7区 8. 津宮8区 9. 津宮9区 10. 津宮10区 11. 津宮11区 12. 津宮地区区長会 13. 地区民生委員・児童委員 14. 地区社会福祉協議会 15. 地区農業委員・農地利用最適化推進委員	16. 地区青少年相談員 17. 水の郷小学校PTA 18. 水の郷小学校 19. 地区消防団 20. 地区自主防災会 21. 地区防犯パトロール隊 22. 神道山ボランティアクラブ 23. 身体障がい者福祉会 24. 高齢者クラブ 25. 地区スポーツ推進委員 26. 津宮グラウンド・ゴルフクラブ
---	---